

○茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成3年11月1日
茨城県規則第68号

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例(平成3年茨城県条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止行為)

第2条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器、爆発物その他の危険物又は旗、プラカードその他の秩序を乱すおそれがある物品を持ち込むこと。
- (2) みだりに放歌高唱する等騒がしい行為をすること。
- (3) 会館の施設及び付属設備を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 物品の販売又は寄付金の募集を行うこと(知事の承認を受けた場合を除く。)
- (5) 壁、柱等に張り紙をし、又はくぎ等を打つこと(知事の承認を受けた場合を除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

(平17規則28・一部改正、平17規則76・旧第3条繰上)

(施設等の使用の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定により施設等の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 使用申請書の提出は、使用日(使用日が2日以上にわたるときは、その初日)前2月から5日までの間に行わなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、使用日の前日までに行うことができる。

(平17規則76・旧第4条繰上・一部改正)

(使用承認書の交付等)

第4条 知事は、施設等の使用を承認したときは使用承認書(様式第2号)を、その使用を承認しないときは使用不承認書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(平17規則76・旧第5条繰上)

(承認事項の変更)

第5条 使用者は、使用の承認を受けた事項を変更する必要があるときは、使用変更申請書(様式第4号)に使用承認書を添えて知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の使用変更申請書の提出について準用する。

3 知事は、承認事項の変更を承認したときは使用変更承認書(様式第5号)を使用承認書に添付して使用者に交付するものとし、その変更を承認しないときは使用変更不承認書(様式第6号)を使用者に交付するものとする。

(平17規則76・旧第6条繰上・一部改正)

(開館日等の臨時の変更の申請)

第6条 条例第10条第2項の規定による開館日及び開館時間の臨時の変更の申請は、開館日等臨時変更申請書(様式第7号)により行うものとする。

(平17規則76・追加)

(条例第11条の規則で定める申請書)

第7条 条例第11条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(様式第8号)とする。

(平17規則76・追加)

(利用料金の納付)

第8条 条例第15条第1項の利用料金の納付は、第4条の規定による使用承認書の交付を受ける際に行うものとする。

(平17規則76・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の承認の申請)

第9条 条例第15条第2項の規定による利用料金の承認の申請は、利用料金承認申請書(様式第9号)により行うものとする。

(平17規則76・追加)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料金を減免することができる。

- (1) 社会福祉関係者と県が共催して行う事業に使用するとき。 利用料金の全額
- (2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要と認めるとき。 指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、使用申請書に利用料金減免申請書(様式第10号)を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金を減免することと決定したとき

は利用料金減免決定通知書(様式第11号)により、利用料金を減免しないことと決定したときはその旨を減免申請者に通知するものとする。

(平17規則76・旧第8条繰下・一部改正)

(利用料金の返還)

第11条 条例第18条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書(様式第12号)に領収書及び使用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則76・旧第9条繰下・一部改正)

(臨時の会館の管理に関する準用)

第12条 第8条及び前2条の規定は、条例第19条第1項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(平17規則76・追加)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成3年11月1日から施行する。

(茨城県立県民福祉センター管理規則の廃止)

2 茨城県立県民福祉センター管理規則(昭和47年茨城県規則第11号)は、廃止する。

付 則(平成9年規則第25号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第28号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第76号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条、第7条から第9条まで、様式第2号、様式第3号及び様式第7号から様式第9号までの規定は、平成18年9月1日(同日前に茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第12条の規定により指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

様式第1号(第3条関係)

(平9規則25・平17規則28・平17規則76・一部改正)

使用申請書

年 月 日

殿

申請者 住所

氏名

	法人又は団体にあつては、 所在地並びに名称及び代表 者の氏名
--	--------------------------------------

電話番号

下記のとおり茨城県総合福祉会館の施設等を使用したいので、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第7条の規定により申請します。

記

使用の目的	
使用の日時	月 日 時 分～ 日 時 分 時間
使用人数	人
	<input type="checkbox"/> コミュニティホール <input type="checkbox"/> 楽屋 <input type="checkbox"/> 大研修室

使用する施設	<input type="checkbox"/> 中研修室 <input type="checkbox"/> 小研修室(A) <input type="checkbox"/> 小研修室(B) <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> 高齢者研修室 <input type="checkbox"/> ギャラリー
使用する付属設備	
備考	

(注) 「使用する施設」の欄は、使用する施設に係る□内にレを付すこと。

様式第2号(第4条関係)
(平17規則28・平17規則76・一部改正)

使用承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった茨城県総合福祉会館の施設等の使用を下記のとおり承認します。

記

使用の目的	
使用の日時	月 日 時 分～ 日 時 分 時間
使用人数	人
使用する施設	<input type="checkbox"/> コミュニティホール <input type="checkbox"/> 楽屋 <input type="checkbox"/> 大研修室 <input type="checkbox"/> 中研修室 <input type="checkbox"/> 小研修室(A) <input type="checkbox"/> 小研修室(B) <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> 高齢者研修室 <input type="checkbox"/> ギャラリー
使用する付属設備	
利用料金の額	施設 円 合計 円 付属設備 円
備考	

(注) 使用の際、窓口に提示すること。

様式第3号(第4条関係)
(平17規則28・平17規則76・一部改正)

使用不承認書

第 号

年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった茨城県総合福祉会館の施設等の使用については、下記の理由により使用の承認ができません。

記

理由

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第5条第1項関係)

(平9規則25・平17規則28・平17規則76・一部改正)

使用変更申請書

年 月 日

殿

申請者 住所

氏名

	法人又は団体にあつては、 所在地並びに名称及び代表 者の氏名
--	--------------------------------------

下記のとおり茨城県総合福祉会館の施設等の使用を変更したいので茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

記

変更に係る事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
備考		

(注) 使用承認書を添付すること。

様式第5号(第5条第3項関係)
 (平17規則28・平17規則76・一部改正)

使用変更承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付で申請のあつた茨城県総合福祉会館の施設等の使用の変更を下記のとおり承認します。

記

変更に係る事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
備考		

(注) 使用の際、窓口に表示すること。

様式第6号(第5条第3項関係)
 (平17規則28・平17規則76・一部改正)

使用変更不承認書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付で申請のあった茨城県総合福祉会館の施設等の使用の変更については、下記の理由により使用の変更の承認ができません。

記

理由

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第6条関係)

(平17規則76・追加)

開館日等臨時変更申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

指定管理者 所在地

名称

代表者の氏名

印

下記のとおり茨城県総合福祉会館の開館日又は開館時間を変更したいので、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定により申請します。

記

変更の内容	
変更の理由	

様式第8号(第7条関係)
(平17規則76・追加)

指定管理者指定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所在地

名称

代表者の氏名 印

電話番号

茨城県総合福祉会館の指定管理者の指定を受けたいので、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第11条の規定により申請します。

添付書面

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款，寄付行為その他これらに準ずる書面
- 3 法人にあっては，登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録，貸借対照表，損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 その他知事が特に必要と認める書面

様式第9号(第9条関係)
(平17規則76・追加)

利用料金承認申請書

年 月 日

指定管理者 所在地

名称

代表者の氏名

印

下記のとおり茨城県総合福祉会館の施設等の利用料金の額を定めたいので、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により申請します。

記

1 施設利用料金

その1

施設の名称	社会福祉関係者					
	午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後9時まで	午前・午後 午前9時から午後5時まで	午後・夜間 午後1時から午後9時まで	全日 午前9時から午後9時まで
コミュニティホール						
楽屋						
大研修室						
中研修室						
小研修室(A)						
小研修室(B)						
多目的ホール						
高齢者研修室						

(単位 円)

その他の者					
午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後9時まで	午前・午後 午前9時から午後5時まで	午後・夜間 午後1時から午後9時まで	全日 午前9時から午後9時まで

その2
円)

(単位

施設の名	社会福祉関係者	その他の者
ギャラリー	1日につき	1日につき

2 付属設備利用料金
円)

(単位

付属設備の名称	単位	社会福祉関係者	その他の者	備考
		「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後9時まで)」の使用につき	「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後9時まで)」の使用につき	
舞台設備	ピアノ	1台		「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」又は「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」の使用については、左の額に相当する額とし、「全日(午前9時から午後9時まで)」の使用については、左の額の3倍に相当す
	反響板	1式		
	演壇	1台		
	譜面台	1台		
	平台	1枚		
	金びょうぶ	1双		
照明設備	調光装置	1式		
	ボーダーライト	1列		
	シーリングフラインダクト(ライト付)	1列		
	サスペンションフラインダクト(ライト付)	1列		
	アッパーホリゾンライト	1式		
	ロアホリゾンライト	1式		
	フットライト	1式		
	フォロースポットライト	1台		
音声調整卓	1式			

音響設備	音声装置	1式		る額とする。
	ビデオデッキ	1式		
	テープレコーダー	1式		
	マイクロホン	1本		
	コンデンサーマイク クロホン	1本		
	ワイヤレスマイク ロホン	1本		
	つりマイクロホン 装置	1式		
	マイクスタンド	1本		
映写機	映写機 (16ミリメ ートル)	1式		
	ビデオプロジェク ター	1式		
	OHP	1式		
	OAプロジェクター	1式		
	スライドプロジェ クター	1式		
その他	インターカム	1式		
	シャワー室	1回		
	持込機器	1キロ ワット まで ごと		

様式第10号 (第10条第2項関係)

(平9規則25・平17規則28・一部改正, 平17規則76・旧様式第7号繰下・一部改正)

利用料金減免申請書

年 月 日

殿

申請者 住所

氏名

	法人又は団体にあつては, 所在地並びに名称及び代表 者の氏名
--	--------------------------------------

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第17条の規定により, 下記のとおり茨城県総合福祉会館の施設等の利用料金の減免を申請します。

記

使用の目的				
使用の日時	月	日	時 分～	日 時 分 時間
使用責任者の住所及び氏名				電話 ()
使用人数				人
使用する施設	<input type="checkbox"/> コミュニティホール <input type="checkbox"/> 楽屋 <input type="checkbox"/> 大研修室 <input type="checkbox"/> 中研修室 <input type="checkbox"/> 小研修室(A) <input type="checkbox"/> 小研修室(B) <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> 高齢者研修室 <input type="checkbox"/> ギャラリー			
使用する付属設備				
所定の利用料金の額	施設	円	合計	円
	付属施設	円		
減免申請の理由	第10条第1項第 号該当 ()			
備考				

(注) 1 「使用する施設」の欄は、使用する施設に係る□内にレを付すこと。

2 「減免申請の理由」の欄には、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成3年茨城県規則第68号)第10条第1項各号のいずれに該当するかを記入し、同項第2号に該当する場合は、その理由を()内に具体的に記入すること。

様式第11号(第10条第3項関係)

(平17規則28・一部改正, 平17規則76・旧様式第8号繰下・一部改正)

利用料金減免決定通知書

第 号

年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった茨城県総合福祉会館の施設等の利用料金の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

記

使用の目的				
使用の日時	月	日	時 分～	日 時 分 時間
使用責任者の住所及び氏名				電話 ()
	<input type="checkbox"/> コミュニティホール <input type="checkbox"/> 楽屋 <input type="checkbox"/> 大研修室			

使用する施設	<input type="checkbox"/> 中研修室 <input type="checkbox"/> 小研修室(A) <input type="checkbox"/> 小研修室(B) <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> 高齢者研修室 <input type="checkbox"/> ギャラリー	
使用する付属設備		
所定の利用料金の額	施設	円
	付属施設	円
	合計	円
減免の額		
備考		

(注) 使用の際、窓口に提出すること。

様式第12号(第11条関係)

(平9規則25・平17規則28・一部改正, 平17規則76・旧様式第9号繰下・一部改正)

利用料金返還申請書

年 月 日

殿

申請者 住所

氏名

法人又は団体にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第18条ただし書の規定により、下記のとおり茨城県総合福祉会館の施設等の利用料金の返還を申請します。

記

返還申請の理由		
利用料金納付年月日	年 月 日	
使用する施設	<input type="checkbox"/> コミュニティホール <input type="checkbox"/> 楽屋 <input type="checkbox"/> 大研修室 <input type="checkbox"/> 中研修室 <input type="checkbox"/> 小研修室(A) <input type="checkbox"/> 小研修室(B) <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> 高齢者研修室 <input type="checkbox"/> ギャラリー	
	使用する付属設備	
納付した利用料金の額	施設	円
	付属施設	円
	合計	円
返還申請の額	施設	円
	付属設備	円
	合計	円

返還金受領方法	(1) 直接払 (2) 隔地払 (3) 口座振替払 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">銀行 店</div> <div style="text-align: center; margin-right: 100px;"> <input type="checkbox"/> 口座名 <input type="checkbox"/> 口座番号 </div>
備考	

(注) 1 「使用する施設」の欄は、使用する施設に係る□内のレを付すこと。

2 領収書及び使用承認書を添付すること。